平成２４年（フ）第３４０号
高知市長浜4127番地　県住長浜馬場の西75
債務者　前田　　優
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４５号
高知市加賀野井２丁目21番７号、住民票上の住所高知市与力町１番６号　ハイネス南国806
債務者　小林　加奈
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４０４号
東京都西東京市向台町４丁目21番45―828号
債務者　長谷美　淳
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４０５号
東京都西東京市向台町４丁目21番45―828号
債務者　長谷美哲子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０９号
釧路市愛国西２丁目33番17号
債務者　森村　俊夫
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２１０号
釧路市愛国西２丁目33番17号
債務者　森村恵美子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１０７３号
東京都町田市南成瀬７丁目６番地13プルミエール南成瀬
債務者　佐藤　久人
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０１３号
横浜市戸塚区原宿１丁目31番８―101号
債務者　清宮　政憲
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０５５号
横浜市緑区長津田１丁目24番25号　ミコノス202号
債務者　山口　真希
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１５６号
横浜市戸塚区平戸町627番地　小糸工業社宅１―125号
債務者　池田　陽介
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１６２号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目15番３―210号
債務者　菊池　武幸
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１７０号
横浜市鶴見区豊岡町26番10号　ネオコーポ入沢501
債務者　藤原千佳子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４３号
東京都東村山市富士見町３丁目18番地１レオパレスグレイスⅡ204
債務者　北川　　薫
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２２号
北海道釧路郡釧路町豊美２丁目５番地16
債務者　武田　里美
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２１５８号
横浜市磯子区洋光台３丁目21番10号　洋明ハイツ208号
債務者　大貝　定子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１６１号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目16番４号　サーフ湘南103号室
債務者　菅原　啓一
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部